

## 税負担の軽減による施策誘導の具体的検討

### 1 緑の保全を目的とした税負担の軽減措置（既存減免対象の量的拡大）

横浜市では、既に、緑の環境をつくり育てる条例に基づいて指定された緑地について、次のような固定資産税・都市計画税の減免措置が講じられている。当該減免措置は大きなインセンティブとなり得るものであり、広く周知を進めていくことで、対象緑地の指定拡大を図っていくことが期待できる。

#### ○ 緑の環境をつくり育てる条例に基づき、市長が指定した「緑地」に対する固定資産税・都市計画税の減免措置

##### （1）対象緑地の概要

| 対象緑地 | 市民の森                        | 緑地保存地区        | 源流の森              |
|------|-----------------------------|---------------|-------------------|
| 設置根拠 | 緑の環境をつくり育てる条例               |               |                   |
|      | 市民の森設置事業実施要綱                | 緑地保存事業実施要綱    | 源流の森保存事業実施要綱      |
| 設置区域 | 市内全域                        | 市街化区域         | 市街化調整区域           |
| 指定基準 | 概ね2ha以上の公開可能な樹林地を中心とする一定の区域 | 500㎡以上の一団の樹林地 | 概ね5,000㎡以上の一団の樹林地 |
| 設置形態 | 市民の森契約・指定                   | 緑地保存契約・指定     | 源流の森保存契約・指定       |
| 契約期間 | 契約期間10年以上                   |               |                   |
| 公開義務 | 公開義務あり                      | 公開義務なし        |                   |

##### （2）減免措置の内容等

| 対象緑地     | 市民の森                                 | 緑地保存地区                 | 源流の森         |
|----------|--------------------------------------|------------------------|--------------|
| 対象税目     | 固定資産税・都市計画税                          |                        | 固定資産税        |
| 減免額      | 指定期間中に到来する納期において、対象地に係る税額の全額（100%減免） |                        |              |
| 途中解除時の措置 | 税減免相当額（7年分を限度）等を違約金として支払う            |                        |              |
| 税以外の支援制度 | 緑地育成奨励金（30円/㎡）<br>更新時に継続一時金を交付       | 更新時に継続一時金を交付<br>緑地相談制度 | 更新時に継続一時金を交付 |

※ 減免対象緑地の面積は、現在、500㎡以上（緑地保存地区の場合）とされているが、小規模な樹林地など、より多くの緑地を保全していくという視点から、対象緑地面積の下限を引き下げていくことが考えられる。

## 2 緑の創造を目的とした税負担の軽減措置（新規）

### ○ 緑の環境をつくり育てる条例等に定める緑化基準を超えて一定の緑化が行われた建築物の敷地のうち、横浜市建築物緑化認定証の交付を受けたものに対する固定資産税・都市計画税の軽減措置

- ・ 横浜市では、横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）（素案）において、基準以上の緑化を行った場合に固定資産税・都市計画税を軽減する制度の導入を検討している。
- ・ その具体的方策として、緑の環境をつくり育てる条例等に定める緑化基準を超えて一定の緑化が行われた建築物の敷地のうち、横浜市建築物緑化認定証の交付を受けた敷地の緑化された土地部分について、固定資産税・都市計画税の軽減措置の導入していくことが考えられる。
- ・ 市街地における建築物敷地の緑化は、緑の環境をつくり育てる条例等に基づく緑化協議や今後導入される緑化地域制度によって、条例等に定められた緑化基準レベルの緑化率（5～15%）が確保されることとなるが、当該緑化基準を超えた緑化を誘導し、更に高いレベルでの緑化促進に向け、固定資産税・都市計画税の軽減措置によるインセンティブ効果が見込まれることから、税負担の軽減措置の活用も有効であると考えられる。